

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域振興立法等指定地域の振興)

6	スマートアイランド推進実証調査事業	URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	民間企業・団体等及び地方公共団体を構成員に含むコンソーシアム	ソフト	委託	2月～4月	—	111	国土交通省 国土政策局離島振興課 03-5253-8421

企画提案を公募して実施する調査内容

- 各離島地域が抱える課題解決のためICTなどの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために検証が必要な事項について、①自立的な実装を実現するための広域的な連携による事業性の確保に特化した実証（広域連携型調査）、②新技術の活用が幅広く、また、島民の日常生活の維持に新技術が直接的に影響を及ぼす小規模離島が有する課題解決に特化した実証（小規模離島型調査）を実施。

- ※1 広域連携型調査および小規模離島型調査の同時応募は不可とする。
- ※2 広域連携型調査への応募に当たっては、民間企業・団体等及び地方公共団体を構成団体に含むコンソーシアム等の団体（以下、「コンソーシアム等」という。）に離島を有する基礎自治体（市町村）を複数で構成されることとする。

- 調査対象となるフィールドは離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島振興対策実施地域とし、調査にあたっては、現状の課題、課題を踏まえた振興のビジョンを考慮するとともに、調査で得られた結果をもとに他地域への横展開を行うことを念頭に置いて実施するものとする。※広域連携型調査の場合においても、対象となる離島はいずれも離島振興対策実施地域であることを必須とする。
- 調査対象となる分野は、交通・物流、産業振興、医療、教育、エネルギー、防災等、離島振興法に基づく離島振興基本方針に掲げるものとする。

実証調査のイメージ

【広域連携型調査】

【コンソーシアム等の組成例】



【想定される調査のイメージ】

複数離島それぞれで有している機能を集約することによる効率化や、事業規模が小さい単独事業では採算が確保できない、担い手を確保できないといった課題等を解決する技術や体制構築 等

【小規模離島型調査】

【コンソーシアム等の組成例】



【想定される調査のイメージ】

・地域の担い手の確保等が困難な状況に対して、省力化・無人化が図られる技術・体制の構築
 ・島民にとって、容易に操作が可能とするなど、例えば医療・介護・交通等の分野で、生活利便性の向上が図られる技術や体制構築 等

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりの専門家等の紹介・仲介等)

7	地域活性化伝道師派遣制度	URL	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県・市町村 団体等	ソフト		2月末～3月末 5月～8月中旬		0.7 (百万円)	内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2167

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 319名 <分野別登録数(重複を含む)>

1. 地域産業・イノベーション・農商工連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
120人	23人	76人	11人	51人	119人	31人	135人

○令和5年度実績：地域活性化伝道師8名を全国10地域に派遣

○活用方法

- 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組にに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②実務者の育成

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③事業化の推進

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりの専門家等の紹介・仲介等)

8	地域力創造アドバイザー	URL	https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト	特別交付税措置	/	/	(百万円)	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5533	

地域人材ネット 外部専門家 (=地域力創造アドバイザー) のデータベース (<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>)

都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
民間専門家(586名)、先進自治体で活躍している職員(30名(2組織を含む)) (令和6年4月1日現在 計616名・組織)

財政措置

● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、右に示す額を上限額として、最大3年間：**民間専門家活用(590万円/年) ※R7年度から上限額引き上げ**
先進自治体職員(組織)活用(240万円/年)

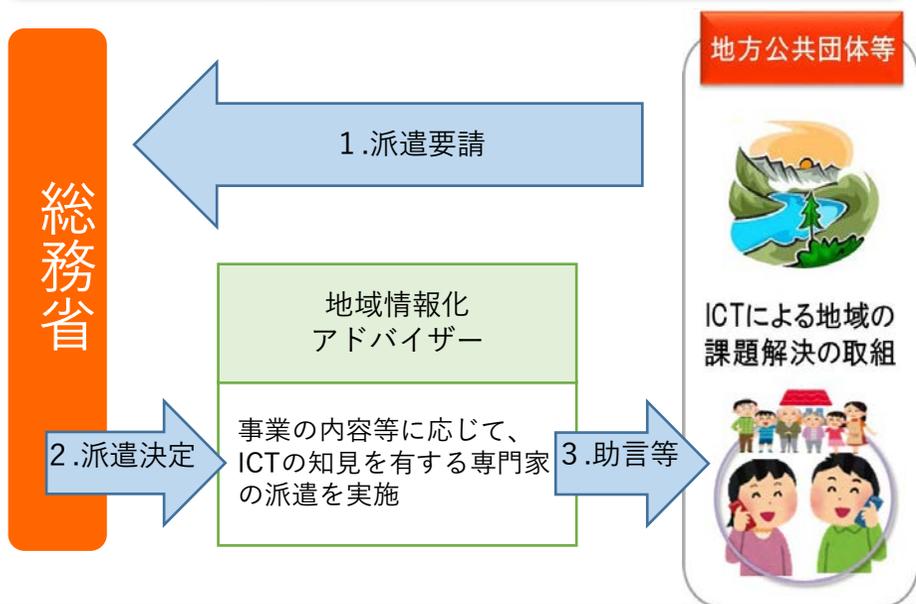
1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりの専門家等の紹介・仲介等)

9	地域社会DX推進パッケージ事業 (地域情報化アドバイザー派遣制度)	URL	HP	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html	  HP 事例等	
			事例等	https://www.r-ict-advisor.jp/cases-case-good_practices/		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
地方公共団体、 地場企業等	ソフト		4月～12月頃		50の内数 (百万円) (R6補正予算7,399の内数)	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 03-5253-5758

趣旨・目的

情報通信技術 (ICT) を地域の課題解決に活用する取組に対して、自治体等からの求めに応じて、ICT の知見、ノウハウを有する専門家 (「地域情報化アドバイザー」) を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域における ICT 利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図る。

派遣の仕組み



派遣団体数



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

10	地域プロジェクトマネージャー	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施するには、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和5年度には、88市町村において91名の地域プロジェクトマネージャーが活躍。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできて孤立



⇒プロジェクトの実感があからない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

制度概要

★人物像

- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの報償費等を対象に、680万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない

